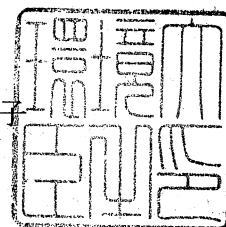


(参考資料1)

諮詢第192号
環保企発第060626001号
平成18年6月26日

中央環境審議会会長
鈴木 基之 殿

環境大臣
小池 百合子



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種
特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止について（諮詢）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年
法律第117号）第41条第1項第1号の規定に基づき、次の通り諮詢する。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第13条第1項の政令の改正
について、貴審議会の意見を求める。」

(諮詢理由)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律においては、第2条第2項の規定に基づく第一種特定化学物質について、第13条第1項の規定に基づき、第一種特定化学物質ごとに政令で定める製品であって、その物質が使用されているものの輸入を禁じている。

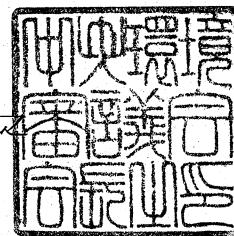
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
(以下「当該化学物質」という。) については、平成18年1月16日付けで貴職から当該化学物質を第一種特定化学物質として指定することが適當であるとの答申がなされたところである。今般、第13条第1項の規定に基づき当該化学物質が使用されている製品であって輸入を禁じるものと定めることに係る政令の改正について、第41条第1項第1号の規定に基づき貴審議会の意見を求める。



中環審第343号
平成18年6月26日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 佐藤 洋 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種
特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止について（付議）

平成18年6月26日付け諮問第192号、環保企発第060626001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。